（承継の届出）

第五条　法第七条第二項の規定により製造事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届出書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～五　［略］

六　製造事業者の地位を承継した者（地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

（輸入の許可の申請）

第十七条　法第十六条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第十六による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］

（販売の許可の申請）

第二十四条　法第二十一条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第二十九による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］

（使用の許可の申請）

第三十一条　法第二十六条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第四十三による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（承継の届出）

第五条　法第七条第二項の規定により製造事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届出書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～五　［略］

六　製造事業者の地位を承継した者（地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

（輸入の許可の申請）

第十七条　法第十六条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第十六による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］

（販売の許可の申請）

第二十四条　法第二十一条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第二十九による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］

（使用の許可の申請）

第三十一条　法第二十六条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第四十三による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面

五　［略］